

令和5年10月1日改訂版における主な変更内容

《取扱いが変わる点》

○一般建設業許可の専任技術者要件の緩和について（R5.7.1 施行）

建設業法施行規則が改正され、一般建設業許可の営業所専任技術者要件が次のとおり緩和されました。

- ・以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、同表に掲げる学科に係る建設工事に関し、その合格後3年の実務経験を有するもの。
- ・以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、同表に掲げる学科に係る建設工事に関し、その合格後5年の実務経験を有するもの。

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

この改正を反映し、関係箇所を改訂しました。

（関係箇所 P.76、161）

○補正書の取扱い（R5.5.1 変更）

「補正書による補正」における「軽微な修正」の範囲を見直しました。
また、補正書の取扱い変更に伴い、様式も変更します。

（関係箇所 P.16）

○岡山県収入証紙の廃止（R5.9.30 廃止）

岡山県収入証紙の廃止に伴い、建設業許可申請や建設業許可等の証明に係る手数料は、収納専用窓口での支払に変更となります。

（関係箇所 P.10、19）

《その他の変更点》

○文言や本文体裁の調整、誤字の修正

なお、今回改訂で補正書以外に変更となる様式はありません。